

平成29年3月29日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

行政監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して行政監査を行ったので、地方自治法 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による行政監査

2 監査のテーマ

「一般委託業務に係る一者随意契約について」

3 監査の目的

会津若松市では、プロポーザル方式による契約について収賄事件が発生したことを受け、再発防止を図るため「会津若松市一般委託業務に係るプロポーザル実施要綱」を新たに平成28年4月1日から施行したところである。

こうした動向を踏まえ、プロポーザル方式による契約について、その公正性、透明性の検証を目的に監査を行うものである。

また併せて、プロポーザル方式によらない一般委託業務に係る一者随意契約についても、適正な契約事務の執行を検証するため、

抽出によるものではあるが、全庁横断的に監査するものである。

4 監査の対象

(1) プロポーザル方式による契約

ア 契約時期 平成28年4月から12月まで

イ 金額要件 なし

ウ 対象とする契約 プロポーザル方式による全ての契約

(2) プロポーザル方式によらない一般委託業務に係る一者随意契約

ア 契約時期 平成28年4月から9月まで

イ 金額要件 契約金額等500万円以上

ウ 対象とする契約 一般委託業務（単価契約を含む。）

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査の着眼点」の「第4行政監査の着眼点」に基づき、会津若松市財務規則、契約事務マニュアル、とりわけ次の観点を踏まえ策定された会津若松市一般委託業務に係るプロポーザル実施要綱等に沿った事務となっているかを主眼として監査した。

(1) 受託者選定手法の選択に係る判断体制の適正化（入札契約審査会による審議承認や契約検査課との事前協議・合議）

(2) 公正性・透明性の向上（選考委員に外部委員を含むことや審査基準、選考結果の公表、郵便局留めの提出方法等）

(3) プロポーザルの有用性を高める取組（公募型で地域要件を設定しないことや一定の公募期間確保）

6 監査の主な実施内容

あらかじめ対象契約に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定したうえで、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 平成28年11月15日から平成29年2月7日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 平成29年2月8日及び9日

8 監査結果

(1) プロポーザル方式による契約

ア 概要

平成28年4月から12月までにプロポーザル方式によって契約された一般委託業務は、次の10件である。

業務名	所属
地域内進学促進業務	企画政策部企画調整課
ふるさと納税返礼品発送業務	総務部総務課
母子健康情報ポータル構築業務	健康福祉部健康増進課
多言語観光プロモーションDVD作成・PR業務	観光商工部観光課
若松城天守閣バーチャルリア	

リテイコンテンツ業務	
史跡若松城跡紅葉ライトアップ業務	
多言語ホームページリニューアル業務	
被災者コミュニティ自立促進事業業務	観光商工部商工課
学校と家庭をつなぐ情報配信アプリケーション開発業務	教育委員会学校教育課
生涯学習総合センター窓口業務	教育委員会生涯学習総合センター

イ まとめ

上記10件の事務の執行について、前述の監査の着眼点に基づき監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていた。

(2) プロポーザル方式以外の一般委託業務に係る一者随意契約

ア 概要

平成28年度4月から9月までに契約されたプロポーザル方式によらない一般委託業務で、契約金額等500万円以上のものは、単価契約も含めて全部で84件であり、所属別件数は、次のとおりである。

所属	件数
企画政策部	2件
財務部	4件
総務部	1件

市民部	1 件
健康福祉部	33 件
観光商工部	3 件
農政部	2 件
建設部	13 件
教育委員会	24 件
水道部	1 件
合計	84 件

随意契約によることができるのは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号（地方公営企業法適用事業にあつては、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項各号。以下同じ。）に該当する場合であるが、随意契約事由別の件数等は、次のとおりである。

随意契約事由	件数
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。）	69 件
① 特定の設備や技術を有する者又は特定の販売業者と契約しなければ、契約の目的を達成できない（他にできる者がいない）場合	33 件
② 既存の情報処理システム等を設計又は制作した者による当該システムに関する改良・保守等の契約	6 件
③ 市の政策目的を達成するため、最も高い効果が見込まれる公共的団体等を契約の相手方とする場合	5 件

④ 登録業者中、意向調査等で唯一対応可能な相手方	4 件
⑤ 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）に基づく代替業務の提供によるもの	5 件
⑥ 指定管理、水道法による第三者委託に係るもの	4 件
⑦ その他	12 件
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号（障がい者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体等から役務の提供を受ける契約をするとき。）	1 件
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）	14 件
合計	84 件

イ まとめ

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされており、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

なお、下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

（意見）

○ 契約事務における透明性の確保について（各課等共通）

今回、監査対象となった、学校給食運搬業務委託及び学校給食調理・洗浄業務委託については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 6 号に規定される随意契

約事由に該当するものとして、従来から一者随意契約により契約が行われていた。

こうした中で、これらの業務の一部については、これまで以上に公平性・透明性を確保し、より適正な契約となることを目指して、入札条件や入札手続について、種々検討を加え、平成29年度からの業務の入札においては、債務負担行為により、単年度契約から5年間の複数年契約に入札条件を変更しつつ、制限付一般競争入札や公募型指名競争入札を導入し、入札の門戸を開いたところであり、今後も、その対象業務の拡大を検討していくとのことであった。

市の業務においては、毎年継続反復する業務も多く、これまでが随意契約であれば、ややもすると前例踏襲的に随意契約としがちであるが、先の事業のように、入札、契約のあり方を絶えず検証し、必要があれば入札条件等の見直しなどによって、公平性・公正性・透明性がこれまで以上に発揮されるよう努められたい。